

# 「短い 20 世紀」の史的総括と 21 世紀の社会主義展望

——晩年マルクスの歴史観を手がかりにして—— (2)

青 柳 和 身

- I 問題の所在——「短い 20 世紀」と晩年マルクスの歴史観
  - 1 「短い 20 世紀」をめぐる問題状況
  - 2 マルクスとエンゲルスの思想にたいする多様な態度
  - 3 『資本論』論理の内的矛盾と晩年マルクスの歴史観の発展
  - 4 本稿の課題と検討方法
- II 「ザスーリッチへの手紙」の歴史認識の現実性と非現実性
  - 1 「ザスーリッチへの手紙」をめぐる論争
  - 2 福 富 報 告
  - 3 日南田コメントと福富リプライ
  - 4 「ザスーリッチへの手紙」のロシア・ソビエト史にとつての  
現実性と非現実性 …… (以上前号)
- III 晩年マルクスの家族認識と歴史観——個人的所有と私的所有との歴史的峻別
  - 1 「農耕共同体」概念の成立と『資本論』における歴史認識の問題点
  - 2 『古代社会』研究による階級社会への移行過程認識 …… (以上本号)

## III 晩年マルクスの家族認識と歴史観

——個人的所有と私的所有との歴史的峻別

### 1 「農耕共同体」概念の成立と『資本論』における歴史認識の問題点

晩年マルクスの歴史観は、超歴史的な家父長制的家族観を前提とした『資本論』の論理、特に第 1 巻の論理にたいしていかなる改訂を必要とするものであったのかという問題の考察が第 III, IV 章の課題であるが、まず『資本論』の歴史認識の問題点を明らかにしよう。

このような視点からの『資本論』の再検討は、新たに獲得されたマルクスの歴史観からは不可欠の課題であるが、従来このような再検討はほとんど行われてこなかった。それは『資本論』第 1 巻第 2 版 (1873 年) を事実上完成されたものとして取り扱ってきたためでもあるが、晩年マルクスの歴史観を明示的に捉えることが困難であり、その統一的理解が成立していなかったことにも関連している。そのことは、福富氏の問題提起として、『資本論』の未来社会論としての「個人的所有」の「再建」論を、「コヴァレフスキー・ノート」による「ザスーリッチへの手紙」の解

積を中心として捉え直し、ロシア革命をその視点から理解しようとする試みも、日南田氏による批判によって事実上撤回せざるを得なかったことにも表れている。しかしロシアの共同体をタキトゥスの時代のゲルマン共同体と同一視することは誤りであるとしても、そのゲルマン共同体の一般概念としての「農耕共同体」概念が「ザスーリッチへの手紙」の執筆過程で新たに形成された概念であることを実証した日南田氏も、その概念自体の歴史的重要性を否定しているわけではない。マルクスにとって「農耕共同体」とは、社会の原古的構成としての「原始的共同社会」の最近の型であって、前階級社会としての第一次構成から階級社会としての第二次構成すなわち奴隷制と農奴制とに基礎をおく社会への過渡期であり（マルクス 1968, 391, 407）、階級社会の形成を理解するための最も基本的な概念である。したがって、「農耕共同体」概念は、現代の歴史学・人類学によってその有効性を検証すると同時に、階級社会の形成とその消滅という歴史観を前提とする『資本論』の論理とそれにもとづく未来社会論の再検討という本稿の課題にとって決定的に重要な歴史概念である。この検討のためには、この概念自体の明確化が必要であるが、そのために「ザスーリッチへの手紙」における「農耕共同体」にかんする指摘を、マルクスの前階級社会から階級社会への移行にかんする研究を行った晩年マルクスの諸ノート、特に「モーガン・ノート」と比較検討することが不可欠である。この検討のために、マルクスがいつモーガンの『古代社会』を読み、それによっていつ超歴史的家父長制家族観を解消したのかという問題について明確にしておく必要がある。

マルクスは 1879 年 10 月から 80 年 10 月にかけて「コヴァレフスキー・ノート」を作成したが、この段階では、超歴史的家父長制家族観を前提としたコヴァレフスキーの共同体と家族の進化シエーマである「氏族共同体」から「家族共同体」および「家族共同体」から「私的個別家族」という進化シエーマを基本的に承認していた。このシエーマはヘンリ・メーンの家族進化シエーマにかんする「基礎的見解」に準拠したものであり、家族の変化は家父長制家族の量的規模の縮小過程として原初の大規模な非分割「合同家族」からの家族分割過程という認識と共通したシエーマであり、「氏族共同体」とは西インドと東インドとに共通する原初家族として家父長の存在が当初から前提されている。このシエーマの場合、モーガンが『古代社会』の中で検討している母系氏族制の存在は一切考慮されておらず（マルクス 1977, 165–166, 181, 477, 629, コヴァレフスキー 2011, 4）、モーガンは家父長制家族を最古形態とするヘンリ・メーンおよび「一団の著名な学者達」の研究にたいし決定的な批判を行っている（モーガン 1961(下), 320–321）。マルクスは、「コヴァレフスキー・ノート」の中では、このコヴァレフスキーの家族認識にたいして全く批判的評注を行っていないだけでなく、「未分割の土地所有と共同耕作が行われる氏族共同体」から「大小さまざまな数の家族共同体〔南スラブ的な意味における〕」への移行、最後に「現代的意味における私的個別家族」（傍点と〔〕内はマルクス）への移行というシエーマを無批判に引用し、そのシエーマを南スラブの家族に当てはめている。したがってマルクスは、この段階では、非分割家父長制大家族を原初家族形態として想定するメーン＝コヴァレフスキー理論を基本的に承認していたと言ってよい（マルクス 1977, 189, 青柳 2009/2010, 49–50）。晩年マルクスの歴史認識としてコ

ヴァレフスキー理論を重視する福富氏やその他の論者はマルクスのノートのこの部分を晩年マルクスの歴史認識として決定的に重視している(福富1969, 84, 同1970, 154, 青柳2009/2010, 13, 19)。しかし1881年2月16日付のザスーリッチからの手紙を受け取り, 3月8日付で正式回答を書く間に執筆された手紙の第1草稿にはモーガンへの高い評価とメインにたいする決定的批判的評注が行われており(マルクス1968, 388-399), したがって「コヴァレフスキー・ノート」の完了後から2月末までの4か月程度の短期間にモーガン『古代社会』とメイン『初期制度史講義』(1875年)を読了しその基本的主旨を理解していたと見てよい。「モーガン・ノート」は1881年5月から1882年2月の間, 『初期制度史講義』……の摘要(以下「メイン・ノート」と略称)は1881年夏に執筆されたと推定されているが(マルクス1977, 357-546, 637-638, 布村1980, 384-385), 前者の母系制を含む氏族制から家父長制的一夫一婦婚への転換という認識と後者の超歴史的家父長制論にたいする批判的認識(青柳2009/2010, 50)は, 1881年2月末には獲得され, 1881年10月以降の短期間にメイン=コヴァレフスキー理論と共通する超歴史的家父長制家族認識からの離脱が行われたと言える。したがって「ザスーリッチへの手紙」の第1草稿と第3草稿で出現する「農耕共同体」概念の理解のためには, 福富氏のように「コヴァレフスキー・ノート」ではなく, 「モーガン・ノート」との比較検討が決定的に重要である。この検討のために, 「農耕共同体」概念が『資本論』段階のいかなる認識を継承し, 「モーガン・ノート」を中心とする晩年マルクスの認識はそれをどのように乗り越えているかという問題を中心に検討しよう。

「農耕共同体」概念が最初に提起された第1草稿を中心とし, 第3草稿をその補足としつつ「農耕共同体」概念を把握すれば, より原始的な共同社会から区別される表徴的な三つの特質によって次のように規定されている。

第1に, 農耕共同体は, 先行する原始的共同社会の基礎としての自然的な血縁関係の紐帯を断ち切り, 「自由な人間たちの最初の社会集団」となっていること, 第2に, 先行する原始的共同社会は共同の家屋を物質的基礎としているが, 「家屋とその補完物たる屋敷地とがすでに耕作者の私的所有となっている」こと, 第3に, 先行する原始的共同社会では生産は共同で行われ生産物だけが分与されたが, 農耕共同体では「畑は依然として共同体的所有ではあるが, しかしそれは共同体成員のあいだで定期的に分割され, したがって, おのおのの耕作者は, 自分にあてがわれた畑を自分自身の計算で用益し, その果実を個人的にわがものとして領有する[s'approprié]」という特質がある。これらの諸特質の全体的作用としては, 共同所有とその社会諸関係が農耕共同体の基礎を強固にすると同時に, 「私的な家屋, 耕地の分割耕作, およびその果実の私的領有[appropriation]」が, より原始的な諸共同社会の諸条件とは両立しない個人性の発達を可能にする」(〔 〕内は原訳文) ことによって, 「家畜のかたちでの富にはじまる……動産的富の漸次的蓄積は……この動産的要素が農業そのもののなかではますます顕著な役割や, この蓄積と不可分である他の多くの事情[とともに]……経済的および社会的平等の解体者として作用し, 共同体自身の内部に利害の衝突をおこさせる」(〔 〕内は引用者)。さらに「この衝突は, まず最初に耕地の私的所有への転化を引きおこし, 最後には, そのころにはすでに私的所有の共同体的付属物に

なっている森林、牧地、荒蕪地なども私的に領有させるのである。」したがって「古代および近世の西ヨーロッパの歴史的運動においては、農耕共同体の時期は、共同所有から私的所有への過渡期として、第一次構成から第二次構成への過渡期としてあらわれる」のであり、「この第二次構成は、もちろん、奴隷制と農奴制とに基礎をおく諸社会の一列をふくんでいる」（マルクス 1968, 390–391, 406–407）。

以上が農耕共同体にかんするマルクスの特徴づけであるが、「西ヨーロッパ」という限定規定については注意が必要である。この規定を、福富氏やその他の論者のように、ロシアを含む非西ヨーロッパ地域における奴隷制・農奴制規定の適用除外というように解釈するのは誤りであり、ロシアの非資本主義発展の可能性判断にもとづく規定にすぎないこと、しかしこの非資本主義発展可能性論も 20 世紀の歴史現実から見て誤りであったということは前章で検討した通りである。

マルクスの「農耕共同体」論の基本的特質は、農耕共同体段階から共同体的土地所有の全面的解体期まで、耕作者の農耕経営を連続的發展過程として、共同体的土地所有内部における私的土地占有の連続的發展過程として捉えていることである。この農耕共同体における耕作者の農耕経営は、『資本論』段階の歴史概念としては、奴隷制・農奴制の基礎としての「小経営生産様式」概念によって捉えられていると言ってよい（マルクス 1997a, 1298, 同 1997b, 1414, 中村 1977, 226–248）。マルクスはリチャード・ジョーンズの地代論研究を通じて、家族を構成せず、次世代再生産を行わない動産奴隷を奴隷制の基本的階級と捉えていたそれ以前の認識を変更し、家族を構成し、土地を占有し、小経営を営む土地占有奴隷すなわち古代ギリシアの「世襲の占有者」や「土地奴隷」を古代奴隷制社会の基本的階級と捉える歴史認識（マルクス 1970, 516–518, 537–539, 542, 中村 1977, 67–118, 青柳 2009/2010, 58–60）へと転換することによって、前資本主義的階級社会の直接的生産者人口を持続的に再生産する基礎的形態として、小経営生産様式概念を獲得した。マルクスはこの認識にもとづいて、『資本論』執筆の直前に書かれた『資本論草稿集』（1861–1863 年）の中で、「奴隷制および農奴制」を「生産手段が直接に直接的生産者……の所有として現存している形態」と規定し、『経済学批判要綱』（1857–1858 年）段階の認識として、奴隷と農奴を「土地にたいしても、用具にたいしても、したがって労働そのものにたいしても、自分のものにたいする様態でかかわるものではない」者とする規定を根本的に変更した（マルクス 1993, 155, 同 1994, 599–600, 青柳 2009/2010, 58）。この根本的変更にもとづいて、前資本主義的階級社会における直接的生産者の生産手段にたいする私的占有にもとづく小経営生産様式の奴隷制から農奴制への連続的發展という歴史認識と奴隷と農奴にたいする地代的搾取という前資本主義的剰余労働搾取の共通の基本形態にかんする歴史認識とが確立した（青柳 2009/2010, 58–61）。この場合、土地占有奴隷から農奴への発展は土地の私的占有から事実上の私的所有への発展にもとづく小経営の発展として捉えられる<sup>1)</sup>。その結果、直接的生産者と生産手段との歴史的分離を基礎とする本源的蓄積論が普遍的な世界史的理論として成立し、『資本論』の基礎となる歴史認識が確立した。この歴史認識は、直接的生産者が次世代再生産的必要労働を含む必要労働を全体的に担うことによっ

て自己の階級的存在を「永久化」し、それによって剰余労働の「恒常的」担い手となるという賃労働者の階級の人口再生産視点 (マルクス 1997a, 293, 977) を、奴隷制・農奴制の直接的生産者の人口再生産問題にも適用したものであり、この認識によって奴隷制、農奴制および資本主義における直接的生産者層の認識が首尾一貫した階級概念として成立した<sup>2)</sup>。

この歴史認識は、本源的蓄積論によって小経営生産様式にもとづく奴隷制と農奴制の解体条件を明確にしたが、小経営生産様式の形成条件とそれにもとづく階級社会の成立条件については、その歴史具体的契機を明確にすることはできなかった。なぜなら『資本論』段階の歴史認識では、第 2 版出版時の 1873 年およびフランス語版出版時の 1875 年の時期を含め、「コヴァレフスキー・ノート」の執筆完了時の 1880 年 10 月に至るまで、マルクスは超歴史的な家父長制家族観に立脚し、モーガンの『古代社会』研究にもとづいた家父長制の一夫一婦婚家族の歴史的形成や家父長制家族以前の氏族制社会にかんする歴史認識を欠如しており、小経営生産様式の歴史的成立を明確化する歴史的視点が欠落していたからである。『資本論』段階の歴史認識は、『経済学批判要綱』や『経済学批判』段階の歴史認識の限界を乗り越えて、前資本主義的直接的生産者の土地占有による小経営 (家族経営) にもとづく次世代人口の再生産様式を明確にし、前資本主義的階級社会の人口再生産様式の実態に接近したが、前階級社会を再生産する歴史具体的な制度的要因について明確にすることは不可能であった。

『資本論』の前階級社会の認識にかんしては、結局、『経済学批判要綱』や『経済学批判』(1859 年) 段階の認識を継承し、「自然発生的共同所有」・「自然発生的な共同体 [Gemeinwesen]」論や「諸家族・諸部族・諸共同体 [Gemeinwesen]」論やそれらと共通する「自然生的共同体組織」論という曖昧な概念にとどまっており、共同所有や共同体組織を再生産する要因にかんしては、諸個人の「自然的な類の連関の臍帯」や「部族または共同体 [Gemeinwesen] の臍帯」との結合論、「自然発生的共同体組織 [Gemeinwesen] の器官」としての労働者論、「共同的労働力の器官」としての労働力論などの生物学的類比を用いた曖昧な非制度的用語で説明されている。したがってこの曖昧な用語は、諸階級を内包する「インド的共同所有」・「インドの共同体 [Gemeinde/Gemeinwesen]」論や「スラブ的 (ロシア的)」共同所有論や「インカ国家」的「共同体 [Gemeinwesen]」論までも包括しうるような曖昧な用語であり、『経済学批判要綱』における最も包括的な用語として、自然生的な「最初の社会諸形態」または「家父長的な状態」から階級社会としての「古代の状態」や「封建的な状態」までも包括する「人格的な依存関係」という極端に包括的で曖昧な用語につらなる用語であって、『資本論』もその曖昧な用語を継承している (マルクス 1997a, 131, 132–133, 134, 149, 579–580, 610, 619–620, 同 1997b, 300, 同 1964, 19, 同 1981, 138, 同 1994, 599–600, Marx 1962, 91, 102, 103, 354, 372, 378, Marx 1964, 187, Marx 1982, 2283)。『資本論』の中に、『経済学批判要綱』や『経済学批判』の用語を継承し、前階級社会と初期階級社会とを包括しうる概念として、「自然発生的共同所有」を包含しうる「アジア的共同所有」や「古アジア的生産様式」概念が、「古代的生産様式」等々の前段階の概念として残されることによって (マルクス 1997a, 132–133, 134)、それが「アジア的生産様式」論争という膨大な未解決論争 (青柳 2009/2010)

の原因となった。この未解決論争の根本的原因は、マルクスが使用した概念自体が歴史分析用語としては使用に耐ええない非制度的用語としての未成熟性があり、その結果前階級社会から階級社会への制度的移行過程が不明確にならざるをえなかったからである。この未成熟性の根本的原因はマルクスの超歴史的な家父長制家族観自体にあったと言ってよい<sup>3)</sup>。

「農耕共同体」概念は、「(古)アジア的生産様式」等の曖昧な用語とは異なり、先行する原始的共同社会とは明確に区別された制度的概念であり、歴史分析のための概念として十分に使用に耐える明確な段階の規定を内包した概念である。この概念を、その根拠になった「モーガン・ノート」と比較しつつ、マルクスの新たな歴史認識について検討しよう。

## 2 『古代社会』研究による階級社会への移行過程認識

マルクスは、前一夫一婦婚家族段階から家父長制的な一夫一婦婚家族段階への転換を両性関係のあり方の根本的転換点であり、前一夫一婦婚段階の氏族制の下での性関係が非排他的な「対偶婚」であったのに対し、一夫一婦婚段階の性関係では排他的性関係を女性に強制する関係として女性支配を特徴とする家族制度であることを、『古代社会』の検討を通じて摘記しつつ(マルクス 1977, 287, 292-294, 462-465)、「一夫一婦婚家族」の項の最初の部分で、フーリエの歴史認識に関連して次のような重要な評注を行っている。

「フーリエは、一夫一婦婚と土地の私的所有とを文明時代の特徴としている。近代家族は、*servitus* (奴隷制) だけでなく、農奴制をも萌芽として含んでいる。というのは、それは、はじめから農耕のための労役に関係しているからである。それは、のちに社会とその国家のなかに広く発展してくる諸敵対のすべてを、縮図として自己のうちに含んでいる。」(マルクス 1977, 291-292, 以下傍点による強調はマルクス, 青柳 2009/2010, 5-6)

この一夫一婦婚家族にかんするマルクスの評注は、農耕共同体の規定とぴったり重なっている。ここでいう「近代家族」とは、一夫一婦婚以前の対偶婚等を含む「古代社会」の家族と区別された家族であり、奴隷制・農奴制の基礎としての家父長制の一夫一婦婚家族のことであって、土地の家父長制的な私的所有(私的占有)にもとづく一夫一婦婚家族は、階級社会への過渡的形態として、のちに社会のなかに発展してくる諸敵対のすべてを、「縮図」として自己のうちに含んでいるとされている。この家族認識は、私的土地占有にもとづく小経営(家族経営)を内包する農耕共同体において、動産的富の蓄積が、「経済的および社会的平等の解体者として作用し、共同体自身の内部に利害の衝突をおこさせ」、第二次的構成としての奴隷制・農奴制への転化するなわち階級的分解をもたらすという農耕共同体の認識と全く同一の内容を示している。

この評注で、フーリエの歴史観をきわめて高く評価している理由について、若干の補足的説明が必要である。

マルクスは、初期の著作である『聖家族』(1844年)の中で、フーリエの女性抑圧と社会的抑圧との関連、女性解放と社会の一般的解放との関連という歴史認識を高く評価して、その歴史認識

を次のように紹介していた。

『歴史時代の変化は、いつでも自由にむかっての婦人の進歩に応じて定まる。なぜなら男子にたいする婦人の、強者に対する弱者のこの関係のうちに、獣性にたいする人間的天性の勝利が、もっともはっきりとあらわれるからである。婦人解放の度合は、一般的解放の自然的尺度である。』『女性のいやしめは、文明ならびに野蛮の本質的特徴である。……女子を奴隷状態にとどめておくことの罰は、たれあろう男子自身に、もっともふかくふりかかるのである』(フーリエ)<sup>4)</sup>(マルクス/エンゲルス 1960, 207, 青柳 2009/2010, 3)。

フーリエは、女性の性的抑圧と排他的性関係を内在する家父長制的一夫一婦婚とそれにもとづく排他的所有関係を「不統一家族」または「孤立世帯」と呼び、それを社会的対立と不平等の基礎と捉え、原始社会と未来社会をそれから解放された社会であり、女性の生殖能力の排他的独占のための性的抑圧と排他的財産所有関係から解放された社会と見る歴史観をもっていたが(フーリエ 1970, 同 1990, 青柳 2009/2010, 4-6)、マルクスはこれと共通する「古代社会」の歴史認識と未来社会展望を含むモーガンの『古代社会』を検討した結果、フーリエの歴史観の基本的正当性を再確認したと言ってよい。マルクスは、初期から晩年に至るまで、未来社会を排他的な一夫一婦婚家族と排他的所有関係からの解放と見るフーリエの歴史観を基本的に承認していたと考えられるが<sup>5)</sup>、原始社会にかんしては、初期から 1880 年の「コヴァレフスキー・ノート」に至るまでは、超歴史的な家父長制家族観にもとづいて、フーリエの原始社会認識を空想的なものとして事実上否定する歴史観に立っていたと言える。しかし「モーガン・ノート」におけるマルクスの評注は、初めてこの歴史観を根本的に転換し、あらためてフーリエの歴史観の先駆的意義を高く評価しつつ、その歴史観の空想的ではない歴史現実性を再確認するものであったと言える。

原始的共同社会の最終段階に成立する耕地共同体の内部における耕作者の小経営を基礎的な出発点とするその階級的分解にかんするマルクスの歴史認識を、「モーガン・ノート」と比較検討しつつ再構成しよう。ノートはモーガンが提示した事実のみの記述にとどまっている部分があり、その事実がいかなる原因や結果と結びついているかについては明示的ではない場合もある。その場合、マルクスがその諸事実からいかなる歴史認識を獲得しているかについての推定作業も不可欠となるが、その場合、『資本論』における小経営生産様式とそれにもとづく奴隷制・農奴制の論理と統合しつつ、歴史認識を再構成しよう。

まず小経営生産様式の経営的特質について確認しておこう。その特質は資本主義的経営のような生産手段(不変資本)と生活手段(可変資本)との分化が成立せず、その区別は連続的な相対的差異にすぎないことである。土地は耕地としては生産手段だが、居住用地としては生活手段であり、穀物は種子としては生産手段だが、食糧としては生活手段であり、家畜は農耕・畜産の生産手段であると同時に食肉や乳製品としては生活手段である。小経営における物的資産のこのような両義性は、小経営での経営的労働と家事労働との未分化の結果であり、それは労働過程の両義性にもとづいている(青柳 2010, 344-358)<sup>6)</sup>。この点を考慮し、小経営の生産手段であり、同時に生活手段でもある物的生活の再生産手段を一般的に「資産」または「財産」(特定の所有関係の下に

ある資産)と呼ぶことにする。

小経営生産様式を内包する農耕共同体の階級的分解要因として、小経営者の経済的上昇要因については、家父長制的一夫一婦婚の成立にもとづく相続規則にかんする『古代社会』の次のような引用によってある程度明示的に指摘されている。

「土地が財産の主体となり、諸個人への割当地が個人的所有権をもたらしたとき、宗族親による相続〔男系親の相続 agnatic inheritance〕につづいて、死亡した所有者の子どもたちに財産をあたる相続の第三の大規則が現れることは、必至であった。……全地表を単独の諸個人に所有される財産の主体となしうるということを、畑地栽培が証明し、そして家長が蓄積の自然的な中心となったとき、人類の新しい財産づくりの行路が開始された。これは、未開の後期の終わりまでに完全に実施された」(マルクス 1977, 315, モルガン 1961(下), 380-381, Morgan 1985, 544, [ ]内は引用者)。

ここで、相続の第一の大規則とは母系氏族制的相続規則であり、男の財産は母系氏族員、男の姉妹とその子ども、母方おじが大部分を相続し、女の財産は、女の子ども、姉妹、母、母の姉妹による相続規則である。また相続の第二の大規則とは父系氏族制的相続であり、男の財産は、引用文にも触れられているように、「宗族親」〔男系親〕による分散相続であり、男の子どもは「宗族親」〔男系親〕の筆頭相続順位を占めるが、排他的相続人とはならないような相続規則である(マルクス 1977, 304, 306, 311, モルガン 1961(下), 363, 365-366, 374)。氏族制的相続規則には子どもの排他的相続規則は欠如しており、氏族内に分散相続される傾向があるのにたいし、家父長制的一夫一婦婚家族による小経営生産様式の場合には、男系の子どもの排他的相続によって不動産や動産が経営主としての家長によって集中的に相続され、その結果、家長が財産の蓄積の中心となることを保障するような相続規則である。これは財産の蓄積を通じた小経営の経済的上昇を可能にする相続規則である。

小経営生産様式は、家父長制的一夫一婦婚家族を労働・生殖単位とする経営であるが、そこでは家父長的権力が家族労働にたいする労働指揮の基礎になっている。「モーガン・ノート」では、家父長的権力の基礎として、家長の家族的資産(不動産と動産)にたいする単独所有とその排他的相続として捉えているが(マルクス 1977, 292, 313)、それと同時に、妻の出自氏族との関係の切断として、「婚姻によってその宗族親(男系親)の諸権利〔agnatic rights〕を喪失」すること、および排他的生殖すなわち一夫一婦婚による「適法な婚姻関係のもとで子を生むこと」を強制するための「妻たちの強制的な拘束〔ある程度の閉居〕」を前提とするものであった(マルクス 1977, 293, ( )内は引用者)。妻の閉居とは排他的生殖の強制手段として『古代社会』では強調されているが、農耕経営を中心とする小経営生産様式では男女の性別分業にもとづく協業としての野良仕事を行っているかぎり「閉居」は不可能であって、モーガンもこれらの諸事実を富裕階級に關係するもので、「それが示す精神は疑いもなく一般的なものであった」と指摘するにとどめている(モルガン 1961(下), 110, 281, 283-284, マルクス 1977, 293, 294, 465)。妻の排他的生殖を確保しようとする「精神」は、婚外性関係を許容する対偶婚にもとづく氏族制には存在しえた両性の自由な協



業を前提とする氏族制的共同労働を排除し、両性間協業を夫婦間に限定しようとする排他的労働単位の形成傾向をもたらし、それが小経営的労働の特質となったと考えられる。家父長制の一夫一婦婚の場合、一夫一婦的配偶関係を単位とする複合家族による経営の形成は、南スラブやロシアの農民経営の例が示しているように可能であるが、母系氏族制のような共同家屋による大規模な共住とそれによる氏族的共同労働は解体すると捉えられていたと推定される<sup>7)</sup>。

小経営生産様式の経営的特質は、資産の家長の単独所有による排他的な一夫一婦婚的労働単位にもとづき、氏族的な資産所有・相続関係やそれによる氏族員の保護関係を解体し、氏族的共同労働を廃棄した経営である。それゆえ、それは、一方では、資産の家長による蓄積によって富裕化し、経営的に上昇する傾向を内在すると同時に、他方では、貧困化によって資産を喪失し、経営的に没落する傾向を内在している。紀元前6世紀初頭のギリシアの小経営すなわち家族経営体としてのオイコスはこのような事態に直面しており、「モーガン・ノート」では次のような状況が引用されている。

「ソロンがアルコーン〔執政官〕職についたとき〔紀元前594年〕、財産の占有をめぐる闘争の結果、社会状態は陰悪になっていた。アテナイ人の一部は、負債のため奴隷に転落していた。債務者の人身は、支払いが履行できなければ、奴隷とされることをまぬがれなかったのである。他の一部は、その土地を抵当にしていたが、その負担を解除する能力をもたなかった」(マルクス1977, 425, モルガン1961(上), 357, [ ]内は引用者による『古代社会』からの引用)。

ソロンの時代のギリシアは、相続の「第三の大規則」の段階とされ、この段階において債務による抵当地が発生しているという『古代社会』の叙述を引用した上で、マルクスは土地抵当にかんするソロンの措置についてのプルタルコス『ソロン伝』のギリシア語原文を、ドイツ語訳を付けつつ次のように引用している。ソロンは、抵当に入っている土地に立てられる抵当標〔抵当化された家屋や耕地に立てられる標石で債務者の名まえと負債額を記したもの〕にたいする自己の措置にかんして、その「抵当標を取りのぞいた。まえには奴隷であった〔不自由であった〕土地がいまは自由になった」と誇っている(マルクス1977, 313, モルガン1961(下), 378, 385, 302, [ ]内は『古代社会』の訳語からの引用)<sup>8)</sup>。

ソロンの時代の債務奴隷、および抵当地耕作によって債務弁済労働を行うが、その負担を解除できない債務負担農民は、不断に動産奴隷を排出する社会層ではあるが、恒常的小経営者としての土地占有奴隷にまでは転化していない社会層であり、奴隷制的階級関係を再生産する直接的生産者にはなりえない社会層である(青柳2007/2008, 30-35)。小経営者が完全に没落し、債務奴隷化した場合、家族員は動産奴隷に転化され、家族が解体することによって次世代人口再生産能力を喪失し、また債務弁済負担を負う債務農民の場合は家族員の一部を動産奴隷として売却するか、次世代再生産を縮小せざるをえず、いずれは消滅せざるをえない一時的階層である。これらの社会層は、小経営を持続的に再生産する次世代人口の再生産能力を欠如しており、奴隷制的階級関係を内的に再生産する経済的能力を欠如している。

奴隷制・農奴制の基礎としての小経営生産様式認識を獲得していたマルクスにとって、『古代

社会』の論理として、相続の第三の大規則にもとづく家父長制の一夫一婦婚家族の論理は、階級社会形成の必要条件ではあるが、十分条件とはなりえなかった。マルクスは「モーガン・ノート」の「一夫一婦婚家族」の項で、前述したフーリエ評価の評注の後で、次のような評注を行っている。

「一夫一婦婚家族が自立的、個別的に存在できるためには、それはどこでも家内奴婢の一階級を前提とする。後者は、はじめはどこでも直接に奴隷であった」（マルクス 1977, 291-292）。

この場合の奴隷とは動産奴隷としての家内奴隷であり、家族をもたず、次世代人口の再生産能力を欠如した一代限りの階層である。マルクスの評注は、家父長制的一夫一婦婚家族の成立段階では、小経営の上昇と没落という経済的対立をもたらず要因ではあるが、それだけでは直接的生産者が剰余労働負担と次世代再生産労働との両者の労働を負担する被支配階級としての小経営者に転化するための十分な条件とはなりえないという認識にもとづくものであったと言ってよい。

モーガンの『古代社会』は、この問題に直接解答するような論理構成にはなっていない。しかしアメリカ原住民の氏族制社会と比較しつつ、ギリシア・ローマの階級国家の形成過程を歴史的に考察した検討作業は、この問題に解答しうる重要な論点を提起している。それは氏族制社会の首長の「民事的機能 civil functions」や「民事権力 civil powers」の発達とその集中的統合としての階級国家の形成という視点からの検討であり、マルクスもこの問題を注意深くノートしている（マルクス 1977, 309, 354, 362, 401, 413, 418, 419, Morgan 1985, 119, 136, 212, 241, 250, 252, 534）。

アメリカ原住民の氏族制社会の首長層は、罷免可能な軍事的指揮機能や刑事裁判機能や祭祀機能をもつことがあったとしても、民事的機能は別の首長層に分有され、それらの機能と民事的機能とを統合し、一身に掌握することはできなかった。ギリシア社会は、文明社会として登場した紀元前 8 世紀から 6 世紀の時代には、家族制度としては氏族制から一夫一婦婚家族に転換していたが<sup>9)</sup>、統治形態としては、氏族制形態、特に父系氏族制形態が存続する過渡的社会であった。人口増加によって「最も望ましい地域の占有をめぐるたえまない軍事的紛争」と財産の増大による「社会における貴族的要素の強化」は過渡期の「アテナイ社会の激動の主要な原因」であった（マルクス 1977, 401-402, 417, 418, 傍点はマルクス）。その間首長層出身のバシレウス（軍司令官）職は、有力な存在になり、戦場や城塞都市の守備隊においては、民事業務に影響力を獲得する手段をあたえられたが、民事的な職分をもつにはいたらず、紀元前 776 年以前に廃止され、アルコーン（執政官）職にとって代わられた（マルクス 1977, 413, 418, 419, 423, モルガン 1961(上), 353）。マルクスはテセウスの三階級分割の措置にかかわって、ソロンの改革以前の社会状況について次のように評注している。

「〔その措置は〕氏族の首長たち等々が、富その他の結果としてすでに氏族の大多数者と利害の衝突をきたしていたことを示すものだと思われる。これは家屋、土地、畜群の私的所有が存在し、一夫一婦婚家族がそれにもなっているところでは、避けられないことである」（マルクス 1977, 423, [ ]内は引用者）。

この指摘は、農耕共同体の論理と同内容のものであり、この時期のギリシア社会を階級社会へ

の過渡期としての「農耕共同体」段階の社会として捉えていたと言える。

ソロンの改革は富の程度によって人民を4階級に分けたが、マルクスは『古代社会』の記述をプルタルコス『ソロン伝』によって次のように補足している。

第1階級は土地からの収穫が乾燥作物および液状作物の合計で500度量単位の者、第2階級は300度量単位の収穫がある者で、騎士税納入者と呼ばれた者、第3階級は200度量単位の収穫がある者で、連畜保有者と呼ばれた者、第4階級はそれ以外の者で、「労役者(テーテス)」と呼ばれた(マルクス1977, 425)。

第1から第3階級までが官職に就くことができ、第1階級のみが高い役職に就いた。第2階級は騎兵の勤務に、第3階級は歩兵の勤務に、第4階級は軽歩兵の勤務に服した。

テセウスの時代やソロンの時代には、「貧民階級の人々は、氏族としていずれかの部族への加入を許されることも、またいずれかの部族の一氏族に養取されることもなかった。……[この]時代には、どの氏族にも所属しない階級……の人数が大きなものになっていた。」この時代には人の移動や移民が激しくなり、家屋以外の土地の他氏族への譲渡や他氏族の土地の取得の結果、氏族員を同じ地域にまとめておくことが困難になった<sup>10)</sup>。しかし「統治諸制度は依然として未開後期型の氏族的諸制度」が存続しており、ソロン以後の約1世紀は動乱に満ちた時代となった(マルクス1977, 426-427, 428, 引用文の〔〕内は引用者)。

紀元前509年のクレステネスの改革によって、住民の地縁関係を基礎とする国家制度が成立し、この制度はアテナイの独立が失われるまで続いた。この制度では、アテナイは100の市区(デーモス)に分けられ、市民は自己が居住する市区に自身の登録と自己財産の登録をしなければならなかったが、この登録は市民の市民的特権(civil privilege)のあかしであり、基礎であった(マルクス1977, 428, Morgan 1985, 270)。10市区を統合したものが地縁的部族(フューレー)であり、軍事動員の単位となり、10の地縁的部族を統合したものがアテナイ国家であった。「氏族または胞族にたいする関係が市民としてのアテナイ人の義務を支配することはなくなった。地縁的区域の統治体[bodies politic]に人民を合同させる過程は、いまや完了した。こうしてデーモス、フューレー、国家が、氏族、胞族、部族等々にとってかわった」(マルクス1977, 429, 430,〔〕内は原文)。ソロンの時代からクレステネスの時代にかけての約1世紀の時代は、人々の居住様式や財産の所有・相続様式の決定権にかかわる「あらゆる民事権力が氏族、胞族、部族から取り去られて」、「高い役職につく資格」がある第1階級に独占される過程であったと言える(マルクス1977, 420, 425, 430)。

マルクスは以上のような『古代社会』の摘要に加えて、上級階級について重要な注釈を行っている。権勢ある氏族の名をとった諸市区(デーモス)は、ゲレオンテス[支払う人々の意]・フューレーに所属し、首都アテナイとその周辺に存在していたが、それらの市区に「大部分の最も有力な貴族家族が住んでおり、彼らの領地もそこにあった」と指摘している。この指摘は、大量の穀物や作物の収穫をもたらすような第1階級の大規模所有地の経営形態について、マルクスがどのような形態として捉えていたかという問題を推定する根拠を与えている(マルクス1977, 429, 431)。

また下級階級にかんしては次のような注釈がある。クレイステネスはアッティケ在留の解放奴隷を含む多数の非市民（メトイコイ）に市民籍を与えて人民の人数を増やした。第4階級は上級の3階級として査定されるのに必要なだけの土地財産をもたない社会層であるが、商業や手工業の発展で富裕化した者も含まれ、この階級を増加させるとともに、ペルシア戦争で土地が荒廃し、零落した土地所有者が第4階級の人口を増加させた（マルクス1977, 431-432）。この注釈は、第4階級がクレイステネスの改革以後、市区に登録された零細地の相続的保有権を与えられるという市民的特権を保持することによって、ソロンの時代のように動産奴隷化によって次世代人口の消滅をもたらすような一時的な階層とは異なり、次世代人口を再生産する恒常的階級に転化したことを示している。

以上のマルクスの注釈を前提とすれば、クレイステネス改革以後のアテナイ社会がどのような階級社会として誕生したのかという問題にかんするマルクスの歴史認識を再構成することが可能になる。家族経営の規模を超えていると推定される上級の2階級、特に第1階級の大規模所有地の経営形態が動産奴隷にもとづく奴隷制大経営であったとしたら、動産奴隷の供給状況に依存するきわめて不安定な経営形態であり、動産奴隷の一時的存在形態と同じく、大経営も一時的経営形態としての存在にしかなりえないであろう。仮にソロンの時代にそのような経営形態が一時的に存在していたとしても、それは恒常的経営として存続することはできない。なぜなら第1階級の大地所有の耕作者すなわち直接的生産者となりうる第4階級の「労役者（テーテス）」が土地保有権をもたず、奴婢や動産奴隷に転化して、最終的に次世代人口を消滅させるような一時的階層にすぎないとしたら、大地所有にもとづく第1階級の存在自体も、奴婢や動産奴隷の供給状況に依存する過渡的存在形態であり、したがって社会において支配的な経営形態に成長することはできないからである。マルクスは、リチャード・ジョーンズの研究を前提とした『資本論』段階の奴隷制認識として、すでにこのような階級関係の再生産法則の認識を獲得していた。第1階級の大地経営が恒常的経営形態として存続するためには、その土地の耕作者（直接的生産者）自身が相続的土地保有権（tenure）にもとづく一夫一婦婚家族世帯を構成し、次世代人口を再生産すると同時に、債務弁済労働または地代としての貢租負担労働の恒常的な担い手となるような独自の歴史的條件が不可欠である。この視点から見れば、モーガンが「人類政治組織の第二の大形態」（モーガン1961(上), 364, Morgan 1985, 270)として、主として統治形態の変革として捉えたクレイステネスの変革は、徹底した階級的利害に立脚する変革であり、民事権力の階級的独占にもとづく相続様式と次世代人口再生産様式およびそれにもとづく労働様式の変革を中心的内容とした民事的大変革であったことが明らかとなる。この変革によって第4階級まで付与された「市民的特権」としての家屋と零細地を含む不動産の相続的保有権（tenure）とその国家登録制は、第4階級の所属者が債務者になり、また部分的な土地喪失によって借地人になったとしても、債務弁済労働や貢租負担労働の義務を履行するかぎり、家族経営の解体と動産奴隷への転落を回避するような独自の特権となり、それが次世代人口再生産を保障する権能として作用することによって、大地所有経営の安定化と恒常化の基礎となったからである。

資本主義社会における労働者家族の次世代再生産にとって、住宅市場(借家市場)と生鮮食品市場の形成による生活手段市場の発展は、大世帯内に居住する奉公人的地位を脱して一夫一婦家族世帯を形成するために不可欠な社会的条件であった(青柳2007/2008, 120-123, 148)。このような生活手段市場を欠如した前近代社会における奴隷と農奴による一夫一婦婚家族世帯の形成には、家屋と生鮮食料供給用菜園等の零細地を含む不動産の相続的土地保有が次世代再生産に不可欠な社会的条件となる。直接的生産者が家屋と零細地を喪失した場合、すでに引用したマルクス評注の指摘のように、他者の世帯内に居住する奴婢か動産奴隷として生活するほかはなく、その場合、生殖と次世代養育の条件を喪失するからである。マルクスはモーガンが指摘した園圃(*hortus*)栽培にたいする注釈として、「*hortus*は野菜のための囲い地……である」として菜園地の経済的重要性を指摘した上で、この用語の各国語を列挙し、英語の*garden*、フランス語の*cour*であることを指摘している。「ザスーリッチへの手紙」では、「農耕共同体」の第2規定として「家屋とその補完物たる屋敷地」の「私的所有」という規定があげられているが、「屋敷地」の原語は*cour*〔菜園地〕であり、「モーガン・ノート」の評注と同様に、小経営にとっての菜園地保有の経済的重要性の認識が前提されている(マルクス1977, 263, 同1968, 390, Marx 1926, 321)。

マルクスは、ローマの「政治的社会的創設」という項でギリシアと共通した階級制度の創設を検討しているが(マルクス1977, 454-461)、「メーン・ノート」における次のような摘要是、ギリシアとローマの共通した階級形成過程の認識を前提としていたと言える。

「古代世界では、われわれは、非常に早く、平民階級が貴族身分の者に莫大な債務を負っているのを見出す。アテナイの市民は、債務のために世襲貴族〔*eupatrids*〕の債務奴隷となったし、同じくローマの平民は、貴族〔*patricians*〕にたいして金銭による奴隷となった。」(マルクス1977, 495, [ ]内は原文)

この場合アテナイの市民もローマの平民も相続的土地保有権(*tenure*)にもとづく一夫一婦婚家族を構成する社会的条件を保持しており、したがって債務奴隷化したとしても、動産奴隷には転落せず、次世代再生産を行う独自の社会層として捉えられていたこと、貴族身分の大規模所有地は債務奴隷化した市民層や平民層の耕作者の債務弁済的労働等によって耕作されており、動産奴隷にもとづく奴隷制大経営は例外的形態にすぎなかったこと、これらの認識が『古代社会』の研究を通じて再確認されたと言える。階級社会の形成にとって決定的な条件は、家父長制の一夫一婦婚家族による小経営者層が剰余労働を担う社会層に転化することによって、剰余労働と次世代再生産労働とを両立的に実現することが可能な直接的生産者層が創出されることである。換言すれば小経営生産様式における家父長制的土地保有権(*tenure*)が社会的に確立することによって、小経営者層の分解が階級的両極分解に帰結するような社会構造が創出されることである。これが、『資本論』の小経営生産様式の論理を前提としつつ、『古代社会』における歴史的諸事実を検討した結果、マルクスによって獲得された新たな歴史認識である。

このような認識に立った場合、氏族制社会はいかなる条件によって階級社会の形成の障害となっているのであろうか。この問題を、その人口再生産的特質を中心に検討して、氏族制社会か

ら階級社会への移行過程を全体的に総括しつつ、「農耕共同体」の歴史的位<sub>置</sub>とその性格について考察しよう。この検討では、『古代社会』と「モーガン・ノート」における「対偶婚家族」にもとづく氏族制社会のみを考察対象とし、未開社会の家族形態としてはその存在が否定されている「血縁家族」や「プナルア家族」は考察対象外とする。「プナルア家族」の実態は、ミクロネシアの母系氏族制社会の例に見られるように、妻の姉妹との夫の性関係と夫の兄弟との妻の性関係という公認の婚外性関係を含む対偶婚的性関係（須藤 1989, 93）を、独自の「家族」形態として誤認した結果であると考えられる。なぜならカエサルが叙述したブリタンニー族やヘロドトスが叙述したマッサゲタイ族やアガチェルソイ族は「プナルア家族」に分類されてはいるが、ミクロネシア母系制社会と同様の対偶関係を前提とした婚外性関係の事例が示されているからであり、また「プナルア家族」でも「多少の対偶関係は存在していた」とされ、「妻たちを共有する肉親の兄弟たちと……夫たちを共有する肉親の姉妹たち」との性関係という妻と夫との一定の配偶関係を前提した性関係も「プナルア家族」に含められているからである（マルクス 1977, 266, 278, 286, 287, 288, モルガン 1961(上), 261, 262, 同(下), 217-218, 237-238）。これらの社会においても、対偶的婚姻関係を前提とした婚外性関係が存在している場合には対偶婚家族に分類した上で、それにもとづく氏族制社会として考察する必要がある<sup>11)</sup>。

氏族制社会の人口再生産的基礎は対偶婚家族（Syndyasmian Family）であるが、これはギリシア語の「シンディアゾ（syndyazo）すなわち配偶する……からきており」、「結婚の形式の下における一人の男子と一人の女子のあいだの配偶に基礎を置くが、排他的な同棲を伴ったものではなく」（モルガン 1961(上), 266）、「婚姻関係は、当事者、すなわち夫婦いずれかの心にかなうあいだだけ」続く関係であって、離婚・再婚も自由な家族形態である<sup>12)</sup>（マルクス 1977, 286）。対偶婚家族は母系氏族制のみならず、父系氏族制にも存在し、一般的に氏族制の基礎として存続した家族形態である（マルクス 1977, 286, 300, 327, モルガン 1961(上), 103, 同(下), 258-259, 325）。「対偶婚家族は野蛮と未開の境界に発生し、未開の中期とその後期の大部分とを通じて存続し、やがて一夫一婦婚家族の低い形態によってとってかわられた」（マルクス 1977, 289）とされ、定住化した未開社会の大部分の時代に存在し、一夫一婦婚家族の形成前まで長期存続した家族形態とされている。モーガンは『古代社会』の最終篇である第 4 篇「財産観念の発達」では、母系氏族制を相続の「第一の大規則」とし、父系氏族制をその「第二の大規則」と定式化して、一夫一婦婚による「第三の大規則」の段階と明確に区別しつつ、父系氏族制を含む氏族制段階における対偶婚の長期的存続を前提とした定式化を行っているが、マルクスもこの定式化を基本的に承認して、正確な摘要を行っている。

対偶婚家族の居住形態にかんして、「通常は、いくつかの対偶婚家族が一つの家屋に住んで……共同の世帯を形成している……のが見いだされ、そこでは生活上の共産主義の原理〔the principle of communism in living〕が実行されていた。この事実は、この家族が単独での生活の苦難に直面するにはあまりにも脆弱な組織であったことを証明している」とされ、また「対偶婚家族は、共同世帯……に庇護をもとめたが、いまや、この家族は、それ自身のほか、共同世帯

と、さらに夫たちおよび妻たちがそれぞれ所属していた諸氏族とから支援をうけるようになった」とされている(マルクス1977, 285, 288-289, Morgan 1985, 453, [ ]内は引用者)。しかしこのような居住形態はミクロネシアの母系制社会の事例のように<sup>13)</sup>、諸家族の氏族的隣接居住による日常的な氏族的庇護と生活支援の可能な居住形態をも包括するものとして、より広く解釈する必要がある。また父系氏族制の場合でも、生活の苦難にたいする個別家族の脆弱性にたいする相互支援は隣接居住という条件があれば十分に達成されるであろう。

氏族制社会における家族形態が、一夫一婦婚家族のような妻の排他的生殖すなわち「適法な婚姻関係のもとで子を生むこと」を強制する排他的同棲関係が作用せず、配偶関係以外の性関係が許容されていた決定的条件は何であろうか。それは、母系氏族制における母系相続や母系制的生活支援だけでなく、すでに引用したように、女性は「婚姻によってその宗族親(男系親)の諸権利[agnatic rights]を喪失」という一夫一婦婚の原理(マルクス1977, 293)が作用せず、妻が自己の氏族からの支援や庇護を受けることができ、離婚しても戻ることができる宗族親(男系親)が存在していたためであると言ってよい。このような氏族的庇護がある限り、妻は、夫による排他的性関係の強要に服する必要は生じない。

対偶婚から家父長制的一夫一婦婚への移行過程の考察には父系氏族制についての検討が不可欠である。モーガンはアメリカ原住民の氏族制にかんし、母系制(女系制)か父系制(男系制)かが判明するかぎり、その詳細な叙述を行っているが、マルクスもその問題を重視し、それにかんし詳細な摘要を行っている<sup>14)</sup>。

モーガンが調査したと推定される1850年代と60年代の時期に<sup>15)</sup>、移動生活に戻ったダコダ部族(モーガン1961, 216)や人口減少や分散居住等によって氏族としての存在が確認されない部族を除き、氏族としての存在が確認される諸部族のうち、伝聞等による間接的判断ではなく、直接的に、モーガン自身が「女系」(母系)または「男系」(父系)と明確に判断している諸部族にかんして検討しよう。これに含まれる諸部族は、歴史的資料や伝聞にもとづいて生活形態を判断しているニュー・メキシコ、メキシコと中央アメリカ、アンデス高原の「村落インディアン」<sup>16)</sup>やエスキモー等の最北部の原住民を除き、モーガン自身が報告している北米の諸部族であり、その母系(女系)氏族と父系(男系)氏族への分類の結果は次の通りである(モーガン1961(上), 212, 214-242)。

女系部族と規定されている部族は、イロクオイ部族、ワイアンドット部族、オト一部族(\*), ミズリー部族(\*), マンダン部族, ミニタリー族, クロー(ウブサルオカ)族, チェロキー族, デラウェア族, マンシー族(\*\*), 七面鳥胞族(モヒーガン族)である<sup>17)</sup>。

男系部族と規定されている部族は、プンカ部族, オマハ部族, アイオワ部族, カウ部族, ウィネバゴ部族, オジブワ族, ポッタノッタミー族, ショーニー族(\*), 血・黒足族, ピーガン・黒足族, アベナキ族である<sup>18)</sup>。

部族の女系と男系への分類は、全体的動向判断としては必ずしも正確なものではないが、モーガンの調査時点では、全体的趨勢として、女系と男系がおよそ同程度存在しており、北米原住民の氏族制は女系から男系への過渡期にあったということは判断できよう。

モーガンの調査はこのような過渡期に行われたため、母系（女系）から父系（男系）への変化を具体的事例によって捉えることができた。

ウィネバゴ部族は男系氏族であるが、1787年には首長は女系氏族によって継承された記録があり、女系から男系への転換を示している。モーガンは「この種族のかくも多数の部族が女系から男系へと出自を変えたことには驚く」と指摘し、ギリシア人やローマ人のような財産観念が発達していないにもかかわらず、男系へと転換した要因をアメリカ人や宣教師の影響の結果ではないかと推測している（モルガン1961(上), 219, マルクス1977, 372）。

オジブワ族は男系であるが、二、三代前には酋長の公職は女系であった証拠があり、またこの部族が属するアルゴンキン諸部族はデラウェア族を出身部族と認めているが、デラウェア族は女系であることが、女系からの転換の証拠となっている。モーガンはこれらの検討によって、「女系氏族はガノワニア種族〔アメリカン・インディアン諸部族の総称—引用者〕において古くは普遍的であり、そしてそれはまた制度の太古の形態であるという結論に到達するのである」と指摘している（モルガン1961(上), 229, マルクス1977, 377）。

ショーニー族は、女系に分類されていないが、独自の制度として子どもを父の氏族か、母の氏族か、他のいずれかの氏族に加入させる慣例があり、この慣例によって男の子による父の地位の相続と子どもの父の財産の相続を可能にしていた。モーガンによれば、これはこの部族が過去に女系制であった結果であり、それは独自の首長選出の方式によって示されているとされている（モルガン1961(上), 232-233, マルクス1977, 379）。デラウェア族は女系に分類されているが、息子に父の氏族名を付けるという同様の習慣がある（モルガン1961(上), 236, マルクス1977, 381）。マルクスはこれらの事例にたいし、「名前を変えることで物ごとを変えようという、人間生まれつきの決疑法だ!」「これが女系から男系に移行した自然的な経過であると思われる。〔出自を〕変更する以外にはこの混乱（出自の混乱—引用者）を終わらせることはできなかった」と注釈している（マルクス1977, 379, 381, [ ]内は原文）。

モーガンは、アメリカ原住民の母系（女系）氏族制から父系（男系）氏族制への転換という変化の方向を見据えることによって、その変化の延長として父系氏族的遺制を残すギリシアの一夫一婦婚<sup>19)</sup>と父系氏族的統治形態の変化を捉えることができたと言える。

『古代社会』にも「モーガン・ノート」にも明示的には示されていないが、マルクスの階級観にとって不可欠な視点としての次世代人口再生産視点からモーガンが提示している資料によってギリシア社会とアメリカの原住民社会とを比較すると、階級的分解にたいする阻止的要因として、独自の人口再生産的要因が氏族制社会に内在されていることに気づかざるをえない。この特質はモーガンが提示した資料を入念に検討したマルクスも十分に気づいていたと思われる。

モーガンは、アメリカの氏族制社会の婚姻形態として、有力者の場合、一夫多妻婚が「一般に習慣によって許されている」として、一人の男が長女と結婚した場合その妹たちと優先的に結婚する権利を有していたことを指摘し、その事例を紹介している。しかし一家族以上を扶養することが困難であるため、「広範囲にわたって行われたことはかつてなかった」と指摘している。そ



のような事例として、母系氏族であるクロー部族の酋長の一人であり、毛皮商社の代理商でもある男が複数婚の権利を利用して、戦争捕虜にした他部族の娘を自己の妻の妹として、妻の氏族の養女とした上で、二番目の妻とした事例を紹介している(モルガン1961(上), 222)。これは妻の姉妹との夫の性関係を許容する対偶婚の一形態と考えられるが、これは同時に夫の兄弟との妻の性関係も許容されていたと考えられる。男性が重要財産の継承者となった父系氏族制の場合、富裕者になった男性の財産の家族内における父系的相続を前提とした一夫多妻婚家族は、母系氏族制社会より多く発生しえたであろう。しかしこのような一夫多妻婚による大家族化は、その子どもたちが父系氏族の宗族親(男系親)としての権利によって均分相続をもたらずかぎり、父親によって集中的に蓄積された財産が分散化され、階層間の財産保有格差を解消する要因として作用することになる。富裕者が一夫多妻婚でなかったとしても、生活の富裕化によって多数の次世代が扶養され、養育されるかぎり、同様の結果となる。また逆に父系氏族制社会の内部に、貧困階層が形成されたとしても、老後生活が氏族的庇護によって保障されるかぎり、必ずしも次世代を老後の生活保障として養育する必要性がないとすれば、貧困家族層自体の自然消滅という結果をもたらす。これは貧富の階層間格差を解消するような人口再生産的要因である。父系氏族制がこのような人口再生産様式を内在しているかぎり、部分的に階層間格差が発生したとしても、それは階級的分解や階級的搾取関係に発展することが妨げられる。その究極的要因は、下層階層に剰余労働と次世代再生産(次世代養育)労働との両者を世代継承的に強制するような人口再生産構造が欠落しているためである。

この問題は「モーガン・ノート」では直接には言及されていないが、部族間関係の問題としては本質的に共通した問題が提起されている。イロクオイ族とデラウェア族の同盟関係によって成立した「貢納」関係にかんして次のような問題が指摘されている。

第2篇第5章「イロクオイ同盟」の項では、「イロクオイ族は、他の諸部族、たとえばデラウェア族を征服して、服属させていたが、しかし後者は彼ら自身の首長たちの統治のもとにとどまって、同盟の力に一物もくわえなかった。この社会状態のもとでは……諸部族を単一の政府のもとに統合すること不可能であったし、また被征服部族に貢納を課するとともに、貢納以外の何らかの利益を得ることは不可能であった」(マルクス1977, 369)。

最後の部分の意味は必ずしも明瞭ではないが、原文では「貢納以外の何らかの利益をもたらすような貢納を、被征服部族にたいし賦課することは不可能であった」<sup>20)</sup>という意味であり、階級的な労働強制にもとづく剰余労働の恒常的搾取関係を実現することは不可能という意味である。もし氏族制の下でそのような搾取が強行された場合、次世代人口再生産労働が縮小し、剰余労働の持続的再生産にもとづく搾取は不可能になる。このような「社会状態」の下では、貢納は被支配部族の構成員とその首長とが同意する程度の軽微な水準にならざるをえない。

また氏族制社会の諸部族は、相互に中立地帯を置いて、直接的な領域接触による紛争や領域的支配を回避するように分散配置された部族の「領域と名称」を所有しており(マルクス1977, 351, モルガン1961(上), 158)、この究極的条件は氏族制社会の人口再生産制限による分散的居住の維持

であり、それは土地の相対的不足傾向が現れた場合には、人口減少に帰結するような人口抑制構造によって保障されていたと言える。

このような氏族制社会の人口再生産様式および財産相続様式と比較すれば、階級社会の形成にとってどのような変革が不可欠となるのかという問題が明瞭になる。それは一夫一婦婚家族の形成という必要条件に加えて、上層階層では、一夫多妻化傾向の制度的排除<sup>21)</sup>と、多数の子どもによる分割相続を可能なかぎり排除することを通じて、世襲財産の集中相続制を実現することであり、特に世襲的不動産の集中的蓄積であって、それが支配階級の再生産条件となる。また下層階層では、一夫一婦婚家族による小経営の相続的実現のための家屋と零細地の不動産の家父長制的相続による土地保有と同時に、個別家族にたいする氏族的庇護とその基礎としての氏族的な血縁的居住の解体による小経営の脆弱化と不安定化を通じた貧困化にもとづく被支配階級の持続的再生産である。この過程は、家族制度と統治制度とに氏族的遺制を残したギリシアの一夫一婦婚家族社会の変革過程、特にソロンの改革からクレイステネスの改革およびそれによる氏族的血縁居住の完全解体と地縁的居住への転換へと至る変革過程の中に明瞭に表れている。この変革過程の核心的内容は直接的生産者女性にたいする社会的生殖強制すなわち婚姻、出産、子どもの養育の強制を通じた次世代再生産強制制度である。家屋と零細地の保有権を剥奪され、氏族的血縁居住の解体による氏族的庇護の条件をも解体された女性たちにとっては、家屋と零細地の保有権をもつ男性の妻となり、同時にそれらを相続する息子の母となることによってはじめてそれらの持続的利用が可能になる。家屋と零細地を保有する男性の妻およびその息子の母となることが直接的生産者女性の唯一の生存条件となるような社会制度の構築を通じた女性にたいする生殖強制の実現こそが、階級社会の形成とその再生産の人口再生産的基礎であり、それがクレイステネスの改革の階級的核であったと言える<sup>22)</sup>。

この変革を、『古代社会』の最終篇の総括的規定としての「相続規則」の概念によって規定すれば、相続の「第四の大規則」すなわち「階級的相続規則」と規定できる。氏族社会から階級社会の変化は相続規則にもとづく家族と次世代人口再生産様式を中心に段階的に整理すれば、対偶婚にもとづく氏族的再生産様式から家父長制的一夫一婦婚にもとづく小経営的再生産様式への転換として大きく2段階に整理でき、さらに小段階に区分すれば、第一の母系氏族的相続規則にもとづく母系氏族的再生産様式、第二の父系氏族的相続規則にもとづく父系氏族的再生産様式、第三の家父長制的一夫一婦婚的相続規則にもとづく過渡的再生産様式、第四の不動産の階級的一夫一婦婚的相続規則にもとづく階級的再生産様式に整理される。「農耕共同体」とは第三段階の過渡的再生産様式のことであり、アテネ社会について言えば、クレイステネスの改革以前の時期の家父長制的一夫一婦婚にもとづく過渡的再生産様式の段階のことであると言える。

晩年マルクスが『古代社会』研究を通じて到達した階級社会形成の歴史認識は、およそ以上のような認識として段階的に整理できよう。「ザスーリッチへの手紙」における「農耕共同体」論は以上のような歴史認識を前提として執筆されたと言える。

「ザスーリッチへの手紙」の中で、「農耕共同体」の典型的事例とされたゲルマン社会（マルク

ス 1968, 389, 405) にかんして、マルクスはどのように捉えていたのであろうか。

「モーガン・ノート」では、『古代社会』の第 2 篇第 15 章「人類の他の諸部族における氏族」がノートの末尾の項に置かれると同時に、『古代社会』におけるアジアやアフリカの諸部族にかんする広範な検討が、最初のケルト人等に関するノートを除きすべて省略され、大部分は初期ゲルマン社会の検討のみを行っている。この検討では、モーガンが依拠しているカエサル『ガリア戦記』とタキトゥスの著作の原文自体を詳細に検討すると同時に、他の文献をも参照しており、それまでの『古代社会』の諸章の検討にもとづいたマルクス自身の独自研究とも言えるような内容となっている。カエサルの時代(紀元前 1 世紀中葉)とタキトゥスの時代(紀元 1 世紀末)のゲルマン人の社会状態について特徴的な問題を比較検討しよう。

マルクスは導入部で、タキトゥスの『作品集』から古い歌謡の内容を紹介し、氏族の起原として大地の神の息子および彼の 3 人の息子という男系父祖による諸族の発生という神話、および諸氏族(諸部族)の全体にかんする「民族[nationis]」名称としてゲルマーニー族とよばれるようになったという伝承について引用して、「ここでの naitio=部族同盟にちがいない」と注釈している。タキトゥス『ゲルマーニア』(第 38 章)でのスウェーウィー族の諸族について naitio の用語が用いられていることにたいし(タキトゥス 1979, 186)、それはイロクオイ族やセネカ族と同様の部族であって、「だんじて民族ではない」と注記している(マルクス 1977, 470)。このことは、古い歌謡によって伝えられた古いゲルマン社会を、アメリカ原住民の氏族制社会における諸部族関係および「イロクオイ同盟」と同様の部族同盟の関係として、マルクスが捉えていたことを示している。

カエサルの時代のゲルマン社会について、カエサル『ガリア戦記』(第 6 巻第 22 章)から次のような状況が示されている。

人々は農耕には熱心でないこと、食料の大部分は乳とチーズと肉からなっていること、「だれも決まった大きさの耕地や、自分の地所をもつてはおらず、役職者たち……や首長たちが、毎年、一つに結合した氏族や同族者に、適当な場所に、適当な大きさの耕地を割りあてるのであって、しかもその翌年には別のところへ移動させるのである。」

このような耕地制度の理由として、農耕の営みで戦争への熱意を低下させないこと、有力者の土地獲得によって弱小者を追い出すことのないようにすること、党争や不和を生みだす金銭欲が起らないようにすること、有力者とその他の人々とが等しい扱いを受けることで心の平安を保障することなどの理由があげられているが、マルクスはモーガンが引用していないこれらの理由についても、『ガリア戦記』から詳細に引用している(マルクス 1977, 473, カエサル 2008, 346)。

その上で、土地配分単位にかんして、「カエサルは……『一つに結合した氏族や、同族に』』と言っている」とあらためて強調した注釈を入れている(マルクス 1977, 474)。また『ゲルマーニア』(第 7 章)から騎兵や歩兵の構成は、「偶然の集合体ではなく、家族と親族である」という記述を引用した上で、「ここではすでに familia のほうが前面におしだされているが、カエサルでは、この familia そのものが氏族と規定されている」と注釈を入れている(マルクス 1977, 474, タ

キトウス 1979, 52)。

カエサルの時代のゲルマン社会の居住様式や軍事指揮官にかんして、諸部族は不意の侵入にそなえるため、相互に広い無人の荒野を介在させて居住していること、軍事指揮官は戦時には選ばれるが、平時にはおらず、地方やパグス〔地区〕の首長がそれぞれの地域内の裁判を行うということ、『ガリア戦記』(第6巻第23章)から引用した上で、「地方やパグスの首長たちは……軍事首長ではなく、インディアンの場合と同じ民事首長である。戦争のためには、軍事首長が選挙されるが、これはインディアンの場合と同様である」と指摘している(マルクス 1977, 474, カエサル 2008, 347)。

タキトゥスの時代のゲルマン社会の家族形態にかんしては、「モーガン・ノート」の「一夫一婦婚家族」の項で、「彼らは一人の妻で満足している」こと、女たちは「貞操の垣をめぐるしている」ことが、『ゲルマーニア』(第18, 19章)から引用され、一夫一婦婚家族であることがすでに確認されていた(マルクス 1977, 292, タキトゥス 1979, 89, 92)。

この時代の耕地配分については、『ゲルマーニア』(第26章)から次のような状況が示されている。

土地は耕作者、働き手の人数におうじて、全集団によって、順次に占有され、「ついで彼ら相互のあいだで地位におうじて(カエサルのころにはまだ平等であった)分配される。」広大な原野があるので配分は容易であり、年々畑を取りかえるが、土地はなお余っている(マルクス 1977, 474, ( )内はマルクスの評注, タキトゥス 1979, 119)。

タキトゥスの時代には、土地不足の原因からではなく、経済的「地位」の相違によって不均等な用益地配分が行われていること、ゲルマン社会内部にすでに貧富の階層分化が発生していることが示されている。

この時代の部族長と軍司令官にかんして、『ゲルマーニア』(第7章)から次のような状況が示されている。

「タキトゥス『ゲルマーニア』第7章、『Reges(部族長)は門地のゆえに(すなわち氏族から、つまり氏族中の格式の高い家族から、また有力な氏族から)選ばれ、duces(大戦士)はその勇気のゆえに選ばれる(イロクオイ族と同じだ)。……』」部族長には無制限の権力はなく、大戦士は、命令によってではなく、模範によって部下を統率する(マルクス 1977, 472, ( )内はマルクスの注記, タキトゥス 1979, 52)。

この指摘は、タキトゥスの時代でも、統治制度としては氏族制的形態が存続していたことを示している。

マルクスは、以上の検討にもとづいて、カエサルの時代の社会状態について、「その記述の仕方からみて、カエサルのころの家族は対偶婚家族であったと思われる」と結論づけている。またタキトゥスの時代の社会状態については、パグス〔地区〕は徴兵に関連した集落群として、マルクヤガウの制度と同じものであるが、氏族制度と政治制度との中間の過渡的段階であり、依然として血縁関係に基礎をおいた集団であったと結論づけている(マルクス 1977, 474, モルガン 1961,

124, 125)。

以上のマルクスの検討が明らかにしていることは、カエサル時代は対偶婚家族にもとづく氏族的再生産様式であるが、男系神話から判断されるように第 2 の相続規則の父系氏族的再生産様式の段階であり、タキトゥスの時代は第 3 の相続規則の一夫一婦婚家族による過渡的再生産様式の段階であるということである。

マルクスが、第 2 篇第 15 章でモーガンが検討した多くの事例の中で、特にゲルマン社会を重視して検討した理由は、『古代社会』が全巻で提示している多くの社会事例の中で、それが、対偶婚家族による氏族制社会から一夫一婦婚家族による小経営生産様式の社会への転換を実証する唯一の事例であったからである。「ザスーリッチへの手紙」におけるタキトゥス時代のゲルマン社会を「農耕共同体」の典型的事例として提示した理由は、このような歴史的变化を示す決定的な事例であったからである。この検討結果から「ザスーリッチへの手紙」における次のような結論が導かれている。

「彼〔カエサル〕の時代には土地は毎年分与されていたのであるが、しかしそれは、ゲルマン人のさまざまな連盟に所属している諸氏族や諸部族のあいだにおいてであって、一つの共同体の個々の成員においてではなかった。それゆえ農村（農耕）共同体は、ゲルマニアにおいては、よりいっそう原始的な型からでてきたものであり、そこでは自然成長的な発展の産物だったのであって、アジアからできあいのものとして輸入されたのではなかった。」(マルクス 1968, 389, [ ]内は引用者)

「農耕共同体」の定式化は『古代社会』全体の検討結果の総括となっている。その第 1 規定としての血縁的關係に基礎をおく共同社会の紐帯を断ち切るという規定は、氏族制的關係の解体という条件の定式化である。その第 2 規定の「家屋とその補完物たる屋敷地」の「私的所有」という規定は、女性の不動産保有権の排除を前提とした家父長制的不動産保有にもとづく一夫一婦婚家族による小経営成立の必要条件にかんする規定であり、ギリシアやローマの家父長制的一夫一婦婚家族研究にもとづいたものである。第 3 規定における西欧の小農民と共通した耕地の分割耕作という規定は『古代社会』の検討結果と同時に『資本論』の小経営生産様式論が導入されている(マルクス 1968, 390, 402, 406)。しかし耕地の割替制という規定は『古代社会』や『ゲルマニア』の研究にはもとづいていないものであり、19 世紀のロシア農業経営の過去への投影にすぎないことはすでに考察した通りである。

この「農耕共同体」の三つの規定の過渡的性格について言えば、支配階級の土地所有規定が欠如しており、それが直接的生産者（農民家族）とどのような階級的な土地保有（tenure）關係を形成するかという歴史的契機すなわち重層的土地所有の具体的形態の規定が欠如していることであり、それが未定状態におかれていることである。これはクレイステネスの改革以前のギリシア社会の状況を反映している。また支配階級の上級土地所有権の具体的形態については、ギリシア・ローマ以外の地域における諸形態を考慮する必要があるが、モーガンもマルクスもそれを視野に入れているが、この問題は次節で検討しよう。

次節では『資本論』の再検討の前提として、これまでの検討を総括しつつ、「ザスーリッチへの手紙」で指摘されている「自然成長的な発展」としての財産所有の形態転換と転換要因について考察しよう。

[次号に続く]

注

- 1) 小経営生産様式を基礎とした奴隷制と農奴制との相違は必ずしも明示的ではないが、前章で検討したように、ロシアを含むヨーロッパの農奴制の場合、三圃制などの集約的土地利用にもとづく小経営は、土地改良のための直接的生産者の諸家族の労働投入（「土地資本」）にたいする所有権を前提して初めて家族的小経営の再生産が可能になる。マルクスはこのような土地の事実上の所有権を前提とした集約的農業経営にもとづく農業生産力発展という歴史認識を前提として、小経営生産様式概念を成立させたと考えられる（中村 1977, 170-225, 青柳 2007/2008, 29-59 参照）。
- 2) マルクスは前資本主義的大規模協業としての奴隷制大経営の「散在」的存在を例外的経営形態として、階級関係を再生産するような奴隷制の基本的形態からは除外しているが（マルクス 1997a, 580）、それは奴隷制大経営における動産奴隷が家族を構成せず、次世代再生産者ではないため、この関係にもとづいて全体的な階級関係を構成するような階級的再生産能力を欠如していたからである。
- 3) 渡辺憲正氏は、ジェンダー（両性関係）視点を含む優れた論考（渡辺 2005）の中で、『経済学批判要綱』における用語法としての「共同体 Gemeinde/commune」と「共同社会 Gemeinwesen/community」とを比較検討し、前者は男性中心の政治組織、後者は男女両性からなる経済的再生産組織として、その区別を明確化し、「共同社会 Gemeinwesen」を「共同体」と混同している訳語を批判している（『資本論』の訳語も同様であり、本稿では引用の都合上そのまま引用しているが、「共同体」の原語が Gemeinwesen の場合〔 〕内にそれを付記した。また「共同体組織」の原語 Gemeinwesen も付記した）。この検討にもとづいて、男性中心的な「共同体」概念を捨象し、男女両性からなる「共同社会」の第一形態における原初形態にかんするマルクスの認識を析出したが、その結果、そこにも家長制家族が想定されていることが示されている（渡辺 2005, 27-28）。したがって『経済学批判要綱』段階のマルクスの歴史認識の場合、家長制家族の存在が前提とされる「共同体」のみならず、原初的な「共同社会」を含め、超歴史的な家長制家族観に立っていたことが明らかにされている。
- 4) この引用文はマルクスが記憶に頼って引用したためか、フーリエの原文と若干相違しており、事実上マルクス自身の思想の表明となっている（青柳 2009/2010, 3）。
- 5) マルクスは『聖家族』の直後に書かれたフォイエルバッハにかんするテーゼの中で、「地上の家族が聖なる家族の秘密としてあばかれた以上は、こんどは前者そのものが理論的かつ実践的に消滅させられなければならない」（マルクス 1963, 3）と指摘していたが、この場合「家族」とは排他的な一夫一婦婚家族と考えられる。また晩年マルクスは「モーガン・ノート」の中で、未来社会にかんするフーリエと共通したモーガンの認識を次のように引用している。「現行の一夫一婦婚家族について。それは……社会の発展につれて発展し、社会の変化につれて変化してゆくにちがいない。……両性の平等が達成される……遠い将来において一夫一婦婚家族が社会の要請に添えなくなるとしても、そのあとにくるものの性質を、予言することは、不可能である」（マルクス 1977, 299）。なお、マルクスとエンゲルスは、フーリエの排他的な一夫一婦婚（排他的性愛）からの解放論にたいする批判を行ったことは、生涯にわたってなかったと思われる。それは、マルクス家の奉公人であるヘレーネ・デームートの私生児出産とエンゲルスまたはマルクスとの婚外性行为にたいする批判（または自己批判）を、生涯にわたって行わなかったことと同様な態度であったと言える（青柳 2009/2010, 3-7, 42-44, 同 2010, 273 参照）。
- 6) 『資本論』の労働過程論の中で、マルクスはブドウ酒の原材料としてのブドウと食品としてのブドウの例を使って、生産手段と生活手段との両義性の問題を適切に説明している（マルクス 1997a, 312, 青柳 2011, 51）。
- 7) マルクスは、「モーガン・ノート」の中で、南スラブ人の共同世帯にかんして、複数の「一夫一婦婚家族」の共住であること、ロシアの家族も同様であることを注記しているが（マルクス 1977, 285）、これら

の農民経営を複合家族にもとづく小経営生産様式であることを確認するための注記であったと言える。「ザスーリッチへの手紙」では、一夫一婦婚家族にもとづく農耕共同体の特質として、「共同の家屋とそれへの集団居住」とは区別しているが(マルクス 1968, 406)、これは氏族制的居住様式との本質的相違を規定するものである。このことは、『古代社会』研究以後のマルクスにとって、小経営生産様式概念が明確な歴史概念として確立したことを意味する。この時期になって初めて、フーリエの排他的な一夫一婦婚と排他的財産所有とを結合した排他的労働単位という認識を継承し、前家父長制的な氏族制労働様式とは明確に区別された排他的労働様式の基礎として、排他的な一夫一婦婚家族の労働単位化という認識が確立した。これは超歴史的な家父長制家族と「自然発生的な共同所有」関係との併存という歴史観を前提とする「アジア的共同所有」観という『資本論』第 1 巻第 2 版(マルクス 1997a, 132-133)の認識とは決定的に異なった晩年マルクスの新しい歴史観であった。この問題は後述。

- 8) 「奴隷」または「不自由」という土地保有形態にかんする表現の相違はギリシア語原文の相違ではなく訳語の相違である。
- 9) モーガンは歴史的に知りうるかぎりのギリシア社会(ホメロス時代)を「低い型の〔低級な〕一夫一婦制家族」と捉えているが、マルクスはオリュンポス神話における女神たちの立場は「以前には女たちももっと自由な、もっと有力な地位を占めていたことの追憶を示している」と評注し、一夫一婦婚以前の母系氏族制か父系氏族制の社会の可能性を示唆している(マルクス 1977, 293, モルガン 1961(下), 172, [ ]内は『古代社会』からの引用)。なおモルガンは、ヘロドトスの記述にもとづいて、クレタ島から移住したリシア族が母系制であることを根拠に、クレタ島社会が母系制を長期存続させたと推定し、それを島の孤立性の結果と見ている(モルガン 1961(下), 107-108)。
- 10) この土地所有と人口の氏族間移動は債権債務関係による土地の抵当化を通じた土地所有の移動および商工業者の移動や債務奴隷化による人口移動という経済変動の結果であったと見てよい。
- 11) 対偶婚以外の前一夫一婦婚+の家族形態として、一夫多妻婚による「家父長制家族」はヘブライの遊牧諸民族の首長や有力者にのみ見られる家族形態であり、普遍的にはなりえないとして、モーガンは主な検討対象から除外しており、マルクスもそれを踏襲している(マルクス 1977, 266, 289-290, モルガン(上), 52-53, 270-272)。本稿では一夫多妻婚の問題については後に別個に考察する。
- 12) ミクロネシアの母系社会の事例では再婚を含めた婚姻回数は平均 3 回以上であった(須藤 1989, 108)。
- 13) ミクロネシアの母系社会では、夫婦世帯の個別家屋の隣接居住集団が母系一族による共同調理単位を基礎として構成されている(須藤 1989, 38-39)。
- 14) しかしエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起原』は、「モーガン・ノート」の父系氏族制の認識を脱落させ、氏族制をもつばら母系氏族制に収斂させて検討すると同時に、モーガンが例外とした「家父長制家族」を普遍的過渡形態として導入し、さらに第 4 版ではコヴァレフスキーの「家父長制世帯共同体」論を普遍的形態として導入することによって(青柳 2007/2008, 40-42)、マルクスとモーガンの父系氏族制認識を事実上消去してしまった。その結果父系氏族制認識はマルクス主義的歴史観から忘れられた歴史認識となっている。
- 15) モーガンは自己の調査時点について、1859, 60, 61, 62, 69 年等を指摘している(モルガン 1861(上), 216, 224, 226, 234, 235)。
- 16) モーガンはアステカ社会について、未開の中段階の氏族制社会と捉えており、文明社会すなわち階級社会とは認めていない。これは文明社会への転換条件を、鉄器の出現を絶対的条件と捉え、それ以前の段階での階級や国家の出現を否定しているからである(モルガン 1961(上), 51, 261)。これは当時のアステカ、インカ、マヤの諸文明研究が不十分であった結果でもありと考えられ、それと重なる地域としての「村落インディアン」の諸地域にかんする他者の研究に依拠したモーガンの推論については、ここでの考察対象から除外する。
- 17) \* の二つの部族は調査時点では一部族に統合されており、\*\* のマンシー族はデラウェア族の一支族である(モルガン 1961, 236)。
- 18) \* のショーニー族は女系から男系への移行過程としての双系状態である(モルガン 1961, 232)。
- 19) モーガンはすでに引用したように、ホメロス時代の家族を「低い型の一夫一婦婚家族」と捉えていた

が、婚姻制度にかかわって、「ギリシア人のあいだでは、妻が——ローマ人のところで見られるように——婚姻によってその宗族親としての諸権利を喪失したとは思われない。彼女が〔依然として〕自分をその父の氏族の一員とみなしていたことは、疑いをいれない」としている（マルクス 1977, 405, モルガン 1961 (上), 308, [ ]内は原文）。

- 20) It was impossible . . . to hold conquered tribe under tribute with any benefit but the tribute. (Morgan 1985, 149)
- 21) 上層階層の富裕者の場合、一般的に一夫多妻化傾向があるとはいえ、一子相続の実現のため、「嫡子」を出産する「正妻」を決めるか、一夫一婦婚関係を公式的に形成して、それ以外の事実上の多妻を非公式関係とすることが、財産の集中的な世襲相続に不可欠な条件となろう。
- 22) ボーヴォワールは「あえて義務的な性交を制度化した国家はこれまで一つも存在しなかった。……女に子どもを産むように直接、強制することはできない。できることは、女にとって母になることが唯一の逃げ道であるような状況に女を閉じ込めることだ」と指摘しているが（ボーヴォワール 1997, 86, 87, 青柳 2010, 28, 29）、これはまさにクレイステネスの改革の中核的内容であったと言える。家族（世帯）を持続的に構成する条件を欠如した近代カリブ海の奴隷制大経営の下での女性奴隷は、性交は行ったが、薬草利用中絶や嬰兒殺しによって次世代再生産を行わず、次世代再生産労働の負担を回避し奴隷人口の再生産を拒否した（ミース 1997, 135–138, シービンガー 2007, 177, 青柳 2010, 190）。

#### 〔参考文献〕

- 青柳和身 2007/2008 「ヒックス経済史の理論的意義」『岐阜経済大学論集』第 40 巻第 2 号–3 号, 第 41 巻第 1 号–2 号
- 2009/2010 「晩年エンゲルスの家族論はマルクスのジェンダー認識を継承しているか——生産様式論争のジェンダーの総括——」『岐阜経済大学論集』第 43 巻第 1 号–3 号
- 2010 『フェミニズムと経済学（第 2 版）』御茶の水書房
- 2011 「ソビエト経済における生活生産手段の二分割所有ウクライナの成立と崩壊——21 世紀の新たな社会主義展望——」『経済科学通信』No. 125
- カエサル, ユリウス 2008 『ガリア戦記』PHP 研究所
- コヴァレフスキー, M (青柳和身訳) 2011 「『共同体的土地所有, その解体の原因, 経過および結果』序文」『岐阜経済大学論集』第 44 巻第 2 号
- シービンガー, ロンダ 2007 『植物と帝国』工作舎
- 須藤健一 1989 『母系社会の構造』紀伊国屋書店
- タキトゥス 1979 『ゲルマニア』岩波書店
- 中村 哲 1977 『奴隷制・農奴制の理論』東京大学出版会
- 布村一夫 1980 『原始共同体研究』未来社
- 福富正美編訳 1969 『アジアの生産様式の復活』未来社
- 1970 『共同体論争と所有の原理』未来社
- フーリエ 1970 『四運動の理論』上, 現代思潮新社（原書初版 1808 年, 翻訳底本 1841 年版）
- 1990 『愛の新世界』『ユートピアの箱』筑摩書房所収
- ボーヴォワール, シモーヌ・ド 1997 『決定版 第二の性』I, 新潮社
- マルクス 1960 『マルクス＝エンゲルス全集』第 2 巻
- 1964 『マルクス＝エンゲルス全集』第 13 巻
- 1968 『マルクス＝エンゲルス全集』第 19 巻
- 1970 『マルクス＝エンゲルス全集』第 26 巻第 3 分冊
- 1977 『マルクス＝エンゲルス全集』補巻 4
- 1978 『資本論草稿集』④, 大月書店
- 1981 『資本論草稿集』①, 大月書店
- 1993 『資本論草稿集』②, 大月書店



- 1994『資本論草稿集』⑨, 大月書店  
——— 1997a『資本論』第 1 巻, 新日本出版社  
——— 1997c 同第 3 巻, 新日本出版社  
ミース, マリア 1997『国際分業と女性』日本評論社  
メルガン, L. H. 1961『古代社会』(上巻・下巻) 岩波書店  
渡辺憲正 2005『『経済学批判要綱』の共同体/共同社会論』関東学院大学紀要『経済系』第 223 集  
Marx 1926, *Marx-Engels Archiv*, Bd. 1, Frankfurt a. M.  
——— 1962, *Marx-Engels Werke*, Bd. 23.  
——— 1964, *Marx-Engels Werke*, Bd. 25.  
——— 1982, *Zur Kritik der politischen Ökonomie* (Manuskript 1861–1863), TEXT・TEIL 6, Berlin.  
Morgan, Lewis Henry 1985, *Ancient Society*, The University of Arizona Press.

---

[誤文訂正] 前号の拙稿(1)の 16 頁 22, 31, 33 行目の「農業共同体」は「農村共同体」の誤りであり、訂正する。

